

# 官報

号外  
昭和五十五年二月二十一日

## 第九十一回国衆議院會議録 第八号

昭和五十五年二月二十一日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和五十五年二月二十一日

午後一時開議

第一 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時九分開議

○議長(灘尾弘吉君) これより会議を開きます。

日程第一 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長木野晴夫君。

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 たいま議題となりました附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の効率化等に資するため、附屬機関、地方支分部局の設置等に関する関係規定の整理等を行うおとすものでありまして、その主な内容は、

第一に、地方支分部局のうち、府県単位以下の機関については、その総称は法律で、個別の名称、位置等は政令または府・省令で定めること、

第二に、ブロック機関の次長及び部の設置は政令で定めること、

第三に、附屬機関等のうち、同一類型に属する機関が複数設置されているものについては、機関の総称は法律で、個別の名称、位置等は府・省令で定めること等でありまして。

本案は、第九十回国会に提出され、今国会に継続されたものでありますが、本委員会におきましては、二月十九日、質疑、討論の後、採決いたしましたところ、本案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(灘尾弘吉君) この際、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣後藤田正晴君。

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕  
○国務大臣(後藤田正晴君) 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、現下の厳しい地方財政事情と地方税負担の現況にかんがみまして、その負担の適正合理化を図るとともに、地方税源の充実確保を図ることを基本としておこなうことといたしております。

す。

第一に、地方税法の改正でございます。まず、低所得者層の負担の軽減を図るために、個人住民税の課税最低限を引き上げるとともに、その減収に対処するため、市町村住民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を加えることといたしております。

次に、個人住民税均等割及び事業所税について、地方公共団体の行政サービス水準の上昇、物価の変動等を考慮して、税率の引き上げを行うことといたしております。

また、不動産取得税、固定資産税等における非課税等の特別措置のうち、二十八項目について整理合理化を行うほか、産業用電気に係る電気税の非課税品目を二品目廃止することといたしております。

さらに、住民負担の軽減を図るため、ガスの免税点を引き上げるほか、地方道路財源の確保を図るため、自動車取得税の暫定税率の適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

第二に、地方道路法と税法の改正でございます。地方交付税法における収入超過団体に係る地方道路法と税法との整合性を改めることといたしております。

第三に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正でございますが、公社有資産所在市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例について整理合理化等を行うことといたしております。

以上の改正によりまして、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により、九百五十四億円の減税を行う一方、市町村住民税所得割の税率適用区分の調整、個人住民税均等割及び事業所税の税率の引き上げ等により、二千二百二十二億円の増収が見込まれております。差し引き千六百六十八億円の増収となる見込みでございます。

昭和十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号 地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する神沢浄君の質疑

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(渡尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。神沢浄君。

○神沢浄君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題になりました地方税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

なども恐らくそこに始まっているのではないかと思っております。この点について総理の御所見を聞いておきたいと存じます。

したがって、そのためには思い切った行政権限を国から地方に譲っていく、地方の財政を大いに強化するという措置を講じなければ、国民のための政治は成り立ちほしえない、こう思うのであります。

しかも、いまやわが国の経済は、社会的、公共的サービスの強化拡充など、国民福祉中心の経済への転換を強く求められておるのであります。そのためには地方行政の充実のいかんがキーポイントになってまいっておると思ひます。最近の地方の時代なる流行語も、こうした国民的期待を反映したものであり、真に地方の時代を実現するためにも、国、自治体間の行政制度の分権化は不可欠のものとなつてきておることを確信をいたすのであります。この点につきましても総理の御所見を承つておきたいと思ひます。

しかるに、政府の態度は、本案の不十分なる内容に見られるごとくに、あるいはまた交付税率の引き上げをことさらに回避をして、地方に多額の借入れを強いている交付税の現状に見られるごとくに、全く憲法に言う地方自治の本旨にもとると断ぜざるを得ません。(拍手)

政府は、速やかに国の財政危機を自治体財政や住民の犠牲によつて打開しようとするようなこれまでの政策を根本的に改めるべきだと思ひますが、これは自治大臣の御所見をお聞きをいたしたところでありませう。

については、自治体の参加の制度的保障を図り、自治体間の民主的関係を確立をすることでありませう。

そのためには、まず、地方財政計画の策定とか地方交付税、地方債の配分等、国、自治体間の行政上の基本問題を協議、調整をし、地方団体にいかかわる国の政策決定に自治体の参加を図るために、現行地方財政制度審議会、また地方制度調査会を統合、改組をして、国、自治体の代表から成る協議機関として地方自治委員会、これは仮称であります、を創設することに考へます。

以上の点について、総理にお尋ねをいたす次第であります。(拍手)

第三には、自治体財政に占める税源の割合を五〇%まで高める地方税制制度改革に着手することだと思ひます。

現状のごとくに、仕事は自治体が七〇%を担い、税源はわずかに三〇%、いわゆる三割自治では真の地方自治は確立しないと思つております。そのためには、所得税の一部を地方に移譲する等々を初めとして、地方税財源の強化を図るべきであると考へますが、これは大蔵大臣にお尋ねをいたすところでありませう。どうかはっきりした御意見を伺ひたいと思ひます。

府の地方自治軽視のあらわれが私はここにも存在するように思へてならないのであります。今後、政府は、地方制度調査会答申に対してどのように取り組むつもりであるのか、その所信をはっきりと承つておきたいと存じます。(拍手)これは総理並びに自治大臣にお尋ねをいたします。

さて、次に、私は以上の見地に立つて、当面の課税の適正化及び合理化について若干の問題点を指摘をして、質問いたします。

まず、個人住民税における課税最低限についてであります。今回提出の法案の中で若干の引き上げが行われておりますが、依然として所得税のそれとは大きく格差が生じております。聞くところによりますと、所得税は標準生計費を下回らないことを基準として、所得税は標準生計費を下回らないことを基準として、個人住民税ではそれより低い生活保護基準をもつてしており、しかも前年度の基準を下回らないこととして、しかも前年度の基準を下回らないこととして納得のいきかぬことではあります。これはまことに、地方住民と言つたところで生活実体は一つでありませう。生計費に食ひ込む課税の本質にもとると私は考へます。住民税の課税最低限を、もつと所得税のそれに近づけるべきだと考へますが、いかがでしょうか。(拍手)

しかも、本案において、夫婦子供二人の給与所得者の課税最低限を百五十八万円とするとされておりますが、すでに本年における生活保護基準は百六十二万円程度と言われておるのであります。いかに強弁して、住民税は前年所得によるための相違だと説明をされても、納税者の立場からすれば、いつもその年の生活保護基準をも下回っているような事実は、はなはだ不合理を感ぜざるを得ないところでありませう。(拍手)

次に、固定資産税についてであります。居住用資産にかかわる固定資産税については、一定規模、すなわち約二百平米くらいを妥当と考へておりますが、それまでの基礎控除なしは免税点制度を導入いたしました。小規模固定資産所有者の

税負担を緩和すべきではないかと考えますが、これは自治大臣にお尋ねをいたします。

次に、事業所税と事業税の問題点であります。が、事業所税については、人口三十万以上の都市にかかわらず、課税客体のあるすべての市町村におきまして創設できるものとして、その課税標準において、今回の改正案で若干引き上げられてはおりますが、床面積にかかわる定額制を改め、物価上昇に見合せてスライド制とすべきであると思ひます。また、法人事業税については、経済変動に対処して税収の安定を図るため、外形標準課税とすべきだと思ひますが、これも自治大臣にお尋ねをいたします。

なお、法人事業税の外形標準課税化については、政府がさきに意図した一般消費税導入との関連において、その実現が見送られてきたものと聞いておるところであります。消費税導入の構想がすでに消えたところの際、速やかに実現を図るべきであると考えるところであります。いまなおちゅうちゅうしておるといふことは、いまだに消費税構想が消え切っていないとしているのか、その点についてはっきりとしたお答えを聞いておきたいと存じます。(拍手)

さらに、私は、地方税財源確保の見地から、地方段階においての法人課税のあり方についてお尋ねをいたしておきたいと存じます。

さきに政府は、五十五年度予算の編成に当たって、当初、法人税率の引き上げを意図したように聞いておりますが、財界の抵抗というか、むしろ強請に遭って、たちまち後退を余儀なくされたと言われております。いま、厳しい財政事情に立つ地方自治体においては、地方の時代と言われる今日、八〇年代を迎えて住民のニーズに対応するために、法人税率の引き上げに大きく期待を寄せたところであるにもかかわらず、全く裏切られて終わったこととなっております。私は、この際、地方自治体の困難な財政の現状にかんがみ、政府としては、地方段階における法人課税強化の

対策を進めるべきであると思つておりますが、自治大臣はどのような具体的な構想をお持ちか、御所見をお聞かせいただきたいのであります。

さて、最後に私は、本案に関連して国庫補助金制度の問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。

今日まで、国庫補助金は地方歳入中に占める割合はきわめて大きく、地方自治体の行政の運用を左右しておるのが現実であります。かつて全国的、画一的な行政が追求された時期、段階においては、あるいは一定の役割りを果たしてきたものとされましたが、しかし、また反面、そのことが財政中央集権化を招き、今日においては地方の分権自治を阻害していることと否めない事実だと存じます。さらに、陳情政治を助長して、民主政治の根幹をさえむしばんでおられるのもまた現状であると存じます。しかも、今日は、もう全国画一的行政の時代はすでになく、国民の価値観の変化に従い、地域の特性に応じた地方主体の行政が強く求められている現状であります。この変化に対応するためには、国主導型から地方自主型へ、補助金行政から地方一般財源強化へと転換をしなければならぬと思つておられます。したがって、今後においては、補助金等は極力これを整理をして、必要な財源は地方一般財源を増強することを基本として、また、補助事業についても、できるだけ地方の自主的な運用を助成する方向で、補助金制度の見直しと改善を図るべきだと考へておられますが、その点、総理の御所見を承ることにして私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君答覆〕  
○内閣総理大臣(大平正芳君) 神沢さんの第一の御質問は、地方自治の本旨についてでございます。仰せのように、地方自治は参加と分権と自治が本体であつて、国政においてそれが第一義的に尊重されねばならぬという御主張は、私も全く同感に存じます。したがらしまして、地方公共団体の自

主性、自律性を十分尊重しながら、地方自治の制度を定め、これを運営することに努力し、地方住民の福祉を国と協力して向上してまいること、国政といたしまして重点を置いて努力してまいり所存でございます。

第二は、国と地方自治体の間の行政制度の分権化を進めることは不可欠な要務ではないかという御質問でございます。私も全くこれと同様に感じておるわけでございます。したがらしまして、住民の身近なところで、住民の意思を反映しながら行われることが望ましい事務につきましては、地方公共団体の責任において行われるべきものであると考へます。このような観点に立ちまして、地方公共団体への事務の移譲、また、これに伴う財源の配分については、今後一層努力してまいりたいと思ひます。

第三の問題は、国、自治体間の制度改革は、一九八〇年代を分権化、自治推進の時代としてとらえて努力すべきでないかという御趣旨の御質問でございます。八〇年代は地方の時代と言われております。仰せのような趣旨に従ひまして、一段と分権化を進める時代にならなければならないと私も考へております。

第四の問題は、自治委員会の創設を考へるべきでないかということでございます。神沢さんが仰せのような、国、自治体間の問題を調整いたす機関といたしましては自治省があるわけでございます。また、後でお触れになりました地方制度調査会もあるわけでございまして、私は、現在、機構上なおこれに新たなものを加える必要は感じておりませんけれども、分権化を一層進めるといふ意味で、自治体と既存の審議会、調査会等はそのような方向で活発に機能する必要があることを痛感いたしております。これを促進してまいりたいと考へております。

それから、地方制度調査会は第十七次の答申を出したが、これに対してどう考へて対処していく

かということでございますが、この答申事項の具体化につきましては、答申においても、特に、推進体制を整備いたしまして、速やかなその実現を図るよう要請されておりました。行政改革につきましては、政府全体でこれに取り組んでおられることは御案内のとおりでございます。

なお、地方行政に関連することにつきましては、自治大臣も参加いたしました行政改革閣僚懇談会におきまして、目下これの推進に当たつておるところでございます。

最後に、補助金制度をだんだん改めて、これを地方に対する一般財源の強化という方向に持つていくべきでないかという主張を込めての御質問でございます。方向といたしまして私も同感に存するのでございまして、そういう方向にたゞいま補助金の整理の段階におきましても手を染めておるわけでございますけれども、今後なお一段と強力に推進してまいりつくりでございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君答覆〕  
○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。まず最初の質問は、不公平税制の是正、企業課税の強化など、国の財政再建のための諸対策については、自治体財政と一体のものとして推進せよ、という御意見を交えた御質問であります。国の財政と地方財政とはいわば車の両輪でありまして、財政のための諸施策を講ずるに当たります。常に国と地方の財政を一体のものとして推進しなければならぬということはお説のとおりでございます。

五十五年度予算の編成に当たりましては、こうした観点から、歳出面においては徹底した経費の合理化を図りますとともに、歳入面におきましては負担の公平の確保の見地から、租税特別措置の思い切った縮減合理化を行うこととしたところであり、これによりまして、地方財政に対し多大の寄与が行われるものと思つておるのであります。

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する神沢浄君の質疑 地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

第二番目は、自治体財政に占める税源の割合を五〇％に高める方策についての御質問でありま

す。

地方財政の置かれておる状況にかんがみまして、今後、地方税においても国税におけると同様、その充実を図ることは重要な課題であると考

えております。しかしながら、国と地方の財源配分のあり方につきましては、地域間の経済基盤の格差等に基づきまして税源偏在の問題、地方交付

税、地方譲与税制度、国庫支出金のあり方、さらには国、地方を通ずる事務配分の問題等、地方行

財政制度全般のあり方と密接に関係する事柄でありますので、これらを総合的に勘案の上、慎重に

検討していくべき課題であるものと考えております。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 私に対する御質疑に

お答えをいたしたいと思います。

第一は、国の財政危機を地方自治体財政や住民の犠牲によって打開しようとしておるのではない

か、この政策を改めなさい、こういう御質問でござ

います。御承知のように昭和五十年年度以降、国、地方を通じて財政は非常に巨額の借入金に依

存するという著しい収支不均衡の状態にござ

います。国としても最大の努力を払って、財政運

営に支障を生ずることがないように地方財政の歳

入欠陥の完全補てんに努めておるところでござ

います。

今後ともこういった点につきましては、国と地

方とが相協力をして、地方財政の健全化と対応力の

回復に全力を挙げていく覚悟でございます。

第二番目は、地方制度調査会の答申についてど

う取り組むか、こういうことでござりますが、こ

れはただいま総理からお答えのとおりでございま

す。私自身も、地方制度調査会の答申を踏まえま

して、地方制度の改善合理化に懸命の努力を払う

つもりでございます。

第三番目の御質問は、住民税の課税最低限は生

活保護基準との調整としないで、所得税のそれに

近づけるべきではないか、こういう御質疑でござ

います。住民税の課税最低限の検討に当たりま

しては、そのときどきの国民生活の水準、納税義

務者の数、地方財政の状況並びに社会保障水準等

を総合的に勘案をいたしまして額を定めておるの

でござります。

この場合に、地方税の課税最低限につきま

しては、いわゆる地方税についての負担分というた

てまえがあるわけでござります。そういう性格が

あるわけでござります。そこで、所得の再配分と

いう機能を強く持っております。所得の再配分と

限とは必ずしも同一である必要はないのではない

か、かように私は考えておるような次第でござ

ります。

しかしながら、今年度の改正におきましては、

やはり低所得者の負担を軽くしなければならぬ、

こういうようなたてまえから、御案内のように、

百五十八万四千円までの最低限の引き上げを

行おうとしておるわけでござりますが、これに

よって標準世帯で、収入が六百五十三万円まで

の方は減額になるように措置をいたそうとしてお

ることでござりますので、それで御理解を賜りたい

と思ひます。

第四番目の御質問は、固定資産税に基礎控除あ

るいは免税点を導入をして、小規模固定資産所有

者の税負担を軽くしたらどうか、こういう御質疑

でござりますが、御案内のように、基礎控除とい

うのは、所得に対して課する税目に採用されてお

るものでござります。やはり物税につきま

なじみがないということがあるわけでござ

ります。で、現在は、小規模固定資産の所有者に対

して免税点制度を設けておるところでござ

りますので、これによって私どもとしてはできる

限りの配慮をいたしておる、かように御理解を賜

りたいと思ひます。

第五番目は、事業所税は課税客体的ある市町村

に広げる、課税標準等についても物価等にとら

で考えたらどうか、こういうことでござ

ります。御案内のように、事業所税というのは、都市

の環境整備のためのいわば大都市税制ということ

で設けられておるものでござりますので、課税

客体的あるすべての市町村にこれを拡大すると

いうことについては、この税の趣旨から見ても、私

は必ずしも妥当性がないのではなからうか、かよ

うに思っております。

また、課税標準を物価と直接結びつけてスライ

ド制にするということについては、私は、この税

制にはなじみがないということで消極的な考え方

でござりますが、しかし、物価の変動等に応じて

してやはり適宜な見直しは必要であらう、かよう

に考えまして、今回の改正にもその点をお願いを

いたしておるような次第でござ

その次は、法人事業税を外形標準課税にすべき

ではないか、これをちゅうちよとしておるのは一般

消費税が完全に消えておらぬのではないか、こ

う御質疑でござりましたが、この事業税の外形

標準課税の導入につきましては、地方税源を安定

化させるという見地から、地方団体からも強い要

望もござります。私どももそれを受けて、かね

がねその主張を抱いておるのでござ

ります。税制調査会におけるこの問題並びに一般消費

税についての審議の経過等を考慮いたしますとい

うと、独自に外形標準課税を導入することにつ

きましては、今後の税体系全般のあり方の中で慎重

に検討しなければならぬ、かように考えてお

るのでござ

また、いわゆる一般消費税につきましては、財

政再建に関する国会の御決議があるわけでござ

りますので、それに従って対処してまいりたい、

かように考えております。

最後に、国は財界等の要請で法人税率の引き上

げを見送ったが、地方財政の現状から、地方段階

における法人課税をもう少し強化したらどうか、

こういう御質疑でござ

御承知のとおり、わが国の法人所得課税の実効

税負担の水準、これは主要諸外国と比べて若干低

くなつておることは事実でござ

ります。地方団体において、法人住民税である

とか事業税等につきましては一部超過課税をいた

しておるといったようなこともござ

ります。負担の余地がそんなにたくさんあるとは考

えられませんが、法人住民税及び法人事業税

の標準税率のみを引き上げることは、国、地方を

通ずる税財源配分のあり方、今後における税体系

のあり方、これらとも関連をいたしますので、五

十六年度以降の問題として、わが国の経済情勢等

を十分踏まえながら、今後検討してまいりたい、

かように考えておるような次第でござ

ります。(拍手)

○議長(藤尾弘吉君) 吉井光昭君。

〔吉井光昭君登壇〕

○吉井光昭君 私、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま趣旨説明のありました地方税法等の

一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係大

臣に質問するものであります。

初めに、昭和五十五年の経済運営と地方財政

の関連についてお伺いいたします。

きわめて深刻な状況に陥りつつある物価情勢に

対処するために、この十八日、日銀は公定歩合を

引き上げました。狂乱物価を食いとめるために金

融政策を引き締めぎみに運用することは、認める

にやぶさかではありません。

しかし、こうした反面、景気の先行きについて

考えますと、不安要因が拡大されつつあることも

考えられます。また、景気の後退を招く

ようなことがあれば、当然税収の落ち込みも予想

せざるを得ませんし、財政の再建に大きな支障と

なるだけでなく、地方財政の運営もきわめて困難

な局面に立ち至ることも当然予想されるわけであ

ります。

私は、地方税収を確保するためにも、物価の安定

を図ることを大前提に、景気の持続的回復をどう

しても図ることが必要であると考えるのでありま  
すが、総理の御見解をまずお伺いしたいのであり  
ます。

ところで、国税と地方税の比率は七対三となっ  
て、国に税源が著しく偏っておりますが、財政支  
出の面では逆に三対七と逆転いたしております。  
これは、地方自治体の事務の大半が補助事業で占  
められていることからも明らかのように、自治体  
の事務は国の枠の中に組み込まれ、自治体は補助  
金によってコントロールされていることを物語っ  
ているのであります。

現在の地方財政の運営の実態は、この補助金を  
中心として行われているため、地方税並びに交付  
税は、地方自治体の一般財源であるとされていま  
にもかかわらず、補助金の裏負担に充てられてお  
り、地方団体独自の計画に基づく事業に充当する  
額はきわめて少ない実情であります。これでは三  
割自治どころか一割自治にも満たない状態であり  
ます。

また、現行の補助金主体の全国画一的行政は、  
地方自治体においては必然的に補助金のつく事業  
を優先するようになり、ますます中央依存の姿勢  
を強めております。一方、地方の時代と言われる  
今日、地域的特性を生かした郷土づくり、地域に  
根差した伝統文化を育成しようとする動きが国民  
の中に芽生えつつあります。

こうしたときに、財政、行政面だけが従来と変  
わらない中央集権体制をとり続けていることは、  
余りにも時代の流れを無視したものと言わざるを  
得ません。そこで、現在の補助金制度を抜本的に  
整理合理化して、補助金を削り、自主財源である  
地方税の拡大を図るべきであると考えるものであ  
ります。

総理にお伺いしますが、総理の持論である田園  
都市構想及び地方分権の立場から、現行の補助金  
制度の抜本的見直しについての決意と、具体的  
プログラムの明らかになってきたかというのであり  
ます。また、現行の三〇%台の自主財源の拡大に

ついてどのような考えをお持ちなのか、あわせて  
お伺いいたします。

さらに、自主財源の拡大は、当然事務事業の見  
直しがその前提とならなければならぬと考える  
ものであります。

昨年、地方制度調査会の今後の地方行政制度  
のあり方についての答申がなされておりますが、  
その後すでに約半年を経過しようとしております  
が、何ら具体的取り組みがなされておられません。  
総理は、この答申の実現のめどをこの場で国民の  
前に明らかにしていただきたいのであります。

次に、住民税についてお伺いいたします。  
住民税の課税最低限は、今回基礎控除など諸控  
除の引き上げで、夫婦子供二人の給与所得者の場  
合百五十八万四千円に改正されようとしておりま  
す。しかし、一級地における標準世帯の生活保護  
費は、五十四年度の百五十五万五千円から、五十五  
年度は百六十二万二千円となると予想されること  
から見ても、政府案の課税最低限は余りにも低いもの  
と言わざるを得ません。住民の負担軽減を図るた  
め、課税最低限を百六十二万円以上にすべきであ  
ると考えますが、御見解をお伺いしたいのであり  
ます。(拍手)

また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び  
勤労学生控除の額は、それぞれ二万円引き上げて  
二十一万円としており、特別障害者控除、老人扶  
養控除も、同じく二万円ずつ引き上げて二十三万  
円としております。障害者、寡婦等は、今日の社  
会において社会的弱者であり、税制面からも特別  
な福祉的配慮を払うのが当然であります。それ  
にもかかわらず、今回の改正は、基礎控除等の三控  
除の引き上げに伴う調整的引き上げにとどまっ  
ております。したがって、こうした方々に対する税  
負担のあり方については、社会福祉的観点に立っ  
て、これら諸控除の引き上げはもろろん、根本的  
に検討すべきときに来ているのではないかと考  
えるのであります。政府の御見解をお伺いいた  
します。(拍手)

次に、電気税についてお伺いいたします。  
この四月から電気・電力料金を平均六四・四%  
引き上げる申請が出されております。このような  
大幅な電気料の引き上げは、国民生活に重大な影  
響を及ぼすもので、もろろん賛意をあらわすわけ  
にはまいりません。もし電気料金が引き上げられ  
た場合、国民は、電気料金の引き上げと電気税の  
実質的増税の二重の負担を負うこととなります。  
そこで、お伺いしたいのであります。電気料  
金の引き上げについてはできるだけこれを低く抑  
えるべきは当然と考えますが、電気料金の引き上  
げに対する見直しと、また、料金引き上げが行わ  
れた場合、これに連動して免税点の引き上げか、  
税率の引き下げを行う用意があるかどうか、お尋  
ねをしたいのであります。

次に、租税特別措置等についてお伺いします。  
われわれは、かねてから、国の租税特別措置等  
による地方税への影響の遮断及び地方税の減免措  
置の整理について強く主張してまいりましたが、  
政府の取り組み姿勢はきわめて消極的でありま  
す。この際、これらに対する総理の見解を求め  
るのであります。

また、このような租税特別措置等による地方税  
の減免と地方税自体の減免措置は、地方自治の本  
旨に立ち返って考えたとき、地方の課税自主権を  
制約する結果となっております。地方税の減免措  
置は、国の法律で決めるのではなく、各地方自治  
体が実情に応じて、みずからの政策遂行のために  
自主的に行うべきであると考えますが、政府の御  
見解をお伺いしたいのであります。

次に、事業所税についてであります。現行の  
事業所税の課税団体は人口三十万人以上の都市と  
されておりますが、これでは、県庁所在地ですら  
対象とならない都市も少なくありません。した  
がって、事業所税の課税団体の拡大に対してどの  
ような見解をお持ちなのか、お伺いしたいのであ  
ります。

また、課税自主権の見地からも、事業所税の課

税については、それぞれの地域の实情により、地  
方自治体の選択に任せざるべきであると考えます  
が、この点についての御見解もあわせてお伺い  
いたします。

最後に、土地税制についてお伺いいたします。  
政府は、五十五年度税制改正におきまして、宅  
地供給促進という観点から、個人の長期譲渡所得  
課税をさらに軽減する措置を講じようとしており  
ますが、しかし、今日のような地価の高騰含みの  
ときに、しかも時限をつけないこのような措置を  
講じてみても宅地供給の促進効果は期待できませ  
ん。将来大幅な値上がりが見込まれる土地を対象  
に長期譲渡所得課税を軽減することは、その資産  
としての有利さを一層大きくすることになり、土  
地所有者はますます土地を手放そうとはしないこ  
とになるとともに、不公平税制を助長することに  
もなりかねません。したがって、この際、住宅事  
情の厳しい三大都市圏においては、宅地供給を促  
進するために、市街化区域内農地に対して選択的  
宅地並み課税制度の導入の検討を考えているかど  
うか、お尋ねをいたします。

この考え方の基本は、農業経営を続けたい農家  
には一定期間、たとえば二十年間くらい宅地転用  
を禁止するかわりに宅地並み課税を行わない、し  
かし、宅地転用の自由を認めればしい農家には農地  
の宅地並み課税を実施するというものであって、  
農家はこの二つのどちらかを自由に選択すること  
ができるという方式であります。このようにして、  
市街化区域内の農地のあり方を明確にする必要が  
あると考えます。政府の御見解をお伺いしたいの  
であります。

以上で私の質問を終わりますが、政府の率直か  
つ明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 吉井さんの最初の  
御質問は、地方税収確保の見地からも、また物価安  
定の見地からも景気の持続的な回復が必要である  
と思うが、その見直しはどうかという御質問でござ

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する吉井光照君の質疑

二八四

ございました。

最近のわが国の経済でございますが、着実な拡大を続けておりました、五十四年度の実質経済の成長率は六〇程度と、おおむね政府の当初の見通しどおりになるものと見込んでおります。来年度におきましては、厳しい国際環境でございます、景気の拡大テンポはやや緩慢なものになるうかと思っております、民間の最終消費支出や企業設備投資が底がたいものがございますので、自律的拡大基調は政府の政策に誤りなければ維持できるものと思っております、四・八〇程度の実質成長率を確保し得るものと見ておるわけでございます。

それから第二に、補助金制度の抜本的な見直しについての御質問でございます。

補助金につきましては、ことしは例年になく厳しい見直しを行ったわけでございますが、その中におきまして、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的な使用の見地から、補助金の統合、廃止、メニュー化等に努めてまいっておりますが、今後も一層精力的にこの補助金制度の見直しには努力しなければならぬと考えております。

それから第三の問題は、地方自主財源の拡大についてのお尋ねでございます。

地方財政は、すでに五十年程度以来、毎年度一般財源に大幅な不足を生じておりますことは御指摘のとおりでございます。地方財政がこのような財源不足の状態から脱却いたしました、その健全性を回復し、しかも、新しい経済社会情勢に即応いたしまして、地方の自主性と自律性を生かしていくためには、仰せのように地方税、地方交付税等の自主財源の充実を図ることが必要であると私も考えております。今後、税制調査会、地方制度調査会等の御意見を承りながら、その具体化に努めてまいりたいと考えております。

第四の問題は、租税特別措置による地方税への影響を遮断せよということでございます。

この問題につきましては、税制調査会の答申等

におきましても、これをできるだけ回避すべきであると思っておりますことは御承知のとおりであります。ただ、国の租税特別措置の中には、地方税においても同様の軽減を行うことが適当なものもございまして、また、国の租税特別措置を地方税で回避することが課税技術上困難なものもありません。吉井さんも御承知のとおりでございます。これらの地方税への影響をすべて遮断するわけにはまいりませんけれども、明年度の税制改正に当たりましては、最近における国、地方の厳しい財政状況等にかんがみまして、国税、地方税を通じて租税特別措置等の見直しをいたしまして、政策の必要性等を勘案しながら、できるだけ整理合理化に努めてまいりたいと思っております。

最後に、三大都市圏における宅地供給等にも関連いたしました土地税制についてのお尋ねでございます。

市街化区域の農地に対する固定資産税の課税の適正化措置につきましては、当面は、昭和五十六年度までは現行制度を維持することとして、五十七年度以降の取り扱いにつきましては、昨年末の税制調査会の答申等を踏まえまして、今後十分検討してまいりたいと思っております。

吉井さんのおっしゃる選択的な宅地並み課税制度につきましては、御指摘の御意見、伺いしました。今後政府におきましても十分検討させていただきますかと思っております。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 私に対する御質疑にお答えをいたしたいと思います。

第一は、住民税の課税最低限を百六十二万円まで引き上げるようにしたらどうか、こういうことでございますが、御案内のように、地方財政の状況はまことに厳しゅうございます。私は、一般的に、五十五年度は減税をすべきといいますが、できる年ではない、かように考えておるのでございしますが、しかし、住民税につきましては、やはり

御質疑にありました扶養基準の引き上げ等の問題もございまして、また同時に、低所得者層の負担軽減ということも配慮をいたしまして、課税最低限を今回百五十八万四千円に引き上げたい、こういう御提案をいたしているわけでございます。百六十二万円にしないと、都市等において扶養基準との逆転が起きるのではないかと、こういう御質問でございます。その点は、御案内のように住民税は前年度課税でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、今回の住民税改正で、先ほど言いましたように、標準世帯では六百五十三万円までの収入の方については軽減措置がとられておるのでございますので、何といいますが、地方財政の今日の現状から見ると、これ以上の軽減措置は五十五年度についてはむずかしい、かように私は考えておるわけでございます。

それから第二番目は、障害者、老人等特別控除を引き上げて、社会福祉の観点から根本的な負担のあり方を検討したらどうかという御質疑でございます。今回の改正案では、老人扶養控除、障害者控除、勤労学生控除、これらすべて控除額を引き上げて、私どもとしては、障害者あるいは老人等の社会的な弱者に対する住民税の上での配慮については、地方財政の現状から見てできる限りの措置はいたしたい、かようなことで御審議をお願いしておるような次第でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

第三番目の、電気料金の引き上げに関連して免税点を引き上げたかどうか、あるいは税率を引き下げたらどうか、こういう御質疑でございます。この問題は、電気料金そのものがいつごろ、またどの程度引き上げられるのか、まだ未確定な段階でございますので、確定的なお答えはできませんけれども、私は、この電気料金引き上げの状況をにらみ合わせながら、免税点については所要の見直しを検討しなければならぬのではなから

うか、かように考えておるわけでございます。税率につきましては、地方財政の状況、税負担の実情等にかんがみて、これ以上引き下げるといふ状況にはない、私はかように考えておるわけでございます。

第四番目は、地方税の非課税措置を整理をして、そしてこういうことは自治体みずからが決定したらどうか、こういう御質疑でございます。そのが、いわゆる非課税措置を講ずべきかどうかというところにつきましては、一般的に申し上げて、全国的な視野に立って一律に決めることが適当であるものがたくさんあるわけでございます。したがって、地方税法におきましてはさような規定のいたし方をしておるのでございますが、それ以外で、地方の実情に応じて税負担を軽減することがいいじゃないか、こういうような必要性のあるものについては、別途、当該地方団体の判断で、条例で課税の免除、不均一課税あるいは課税の減免、こういうようなことができるように今日税法上なっておりますので、私は、地方団体の課税自主権は十分に尊重せられておるのではなからうか、かように考えておるような次第でございます。

第五番目は、事業所税について、地方団体の課税自主権を認めて、課税団体の拡大を行え、こういう御質疑でございます。事業所税の課税団体の範囲については、先年、人口の基準を五十万人から三十万人に引き下げる措置があったのですが、その際、税制調査会からこの御答申の際に、これ以上さらに拡大するということについてはひとつ十分慎重に対処すべきであるという御答申が一方にあるわけでございます。他方、地方交付税制度を通じて行う財源調整の仕組み、これとの関係もあるわけでございます。そこで、当該市町村の条例によって現行の課税団体以外の市町村も事業所税を課税することができるといふことは、必ずしも、私は、当該市町村にとって果たして得策かどうか疑問に感じます。同時にまた、基本的にこ

の税制はやはり大都市税制である、こういうようなことをごさいまするので、私もといたしましては、御質疑のような考え方をいま持っておられないことを御理解を賜りたいと思っております。

なお、総理に対する御質疑でございましたが、答弁漏れがあったようでございますので私からお答えいたしますが、地方制度調査会答申の実現のめどを明らかにせよ、こういうことをごさいます。

御案内のように、地方制度調査会の答申は中期にわたるものでございますから、いついつまでと言うわけにもいかぬ面が多々ございます。しかし、早急にやらなければならぬものもありませんので、順を追ってやってまいりたい、かように考えますが、いま政府は行政改革に取り組んでおりますし、その中で、とりあえず、地方事務官の制度の問題であるとか、あるいは原単位の国の出先機関、これらを地方の自治体の仕事との関連の中で解決策を講じたい、その時期は六月三十日までである、かように政府として決めておりますが、それ以外の事項につきましても、地方の行政財政制度改革について、制度調査会の御意見を踏まえて順次取り組んでまいりたい、かように考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕  
 ○国務大臣(佐々木義武君) 私に対する御質問は、電気料金の値上げ申請に対して通産省はどういう対処方針で臨むか、また見通しいかんという御質問でございます。

通産省といたしましては、電気料金の値上げについて、お話のございましたように物価、国民生活の影響について十分考慮するということももちろんでございますけれども、同時に、電力の安定供給という観点もございまして、あくまでも経営の徹底した合理化を前提とした原価主義の原則に立ちまして、厳正かつ慎重に対処してまいりたいと考えております。

なお、値上げ率につきましては、原価主義の原則に立って、原価の諸要素を積み上げて決定されるのでございますが、現在各要素につきましまして厳正かつ慎重に審査しておるところでございますので、値上げ率の予想を申し上げる段階にはまだ至っておりません。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 大平 正芳君
- 大蔵大臣 竹下 登君
- 通商産業大臣 佐々木義武君
- 自治大臣 後藤田正晴君
- 国務大臣 宇野 宗佑君

出席府委員

- 自治省税務局長 石原 信雄君

○朗読を省略した議長長の報告

(理事補欠選任)

一、去る十九日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石川 要三君(理事石川要三君去る十四日委員辞任につきその補欠)

理事 河村 勝君(理事河村勝君去る十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 内閣委員
- 辞任 河本 敏夫君 補欠 山下 徳夫君

大蔵委員 山下 徳夫君 補欠 河本 敏夫君

文教委委員 玉置 一弥君 補欠 高橋 高望君

運輸委員 狩野 明男君 補欠 倉成 正君

建設委員 三枝 三郎君 補欠 江崎 真澄君

予算委員 荒松清十郎君 補欠 近藤 元次君

江崎 真澄君 補欠 三枝 三郎君

倉成 正君 補欠 倉成 正君

藤尾 正行君 補欠 藤尾 正行君

阿部 助哉君 補欠 阿部 助哉君

小里 貞利君 補欠 小里 貞利君

田名部匡省君 補欠 福家 俊一君

中村正三郎君 補欠 藤尾 正行君

山下 徳夫君 補欠 阿部 助哉君

井上 泉君 補欠 井上 泉君

上田 卓三君 補欠 上田 卓三君

池田 克也君 補欠 池田 克也君

不破 哲三君 補欠 不破 哲三君

宮田 早苗君 補欠 宮田 早苗君

倉成 正君 補欠 倉成 正君

荒松清十郎君 補欠 荒松清十郎君

決算委員

小里 貞利君 補欠 福家 俊一君

東家 嘉幸君 補欠 藤尾 正行君

羽田 孜君 補欠 荒松清十郎君

春田 重昭君 補欠 矢野 紘也君

荒松清十郎君 補欠 羽田 孜君

藤尾 正行君 補欠 小里 貞利君

福家 俊一君 補欠 東家 嘉幸君

藤尾 正行君 補欠 春田 重昭君

矢野 紘也君 補欠 羽田 孜君

小里 貞利君 補欠 小里 貞利君

北口 博君 補欠 田澤 吉郎君

高橋 辰夫君 補欠 上草 義輝君

加藤 万吉君 補欠 羽田 孜君

竹内 猛君 補欠 兒玉 末男君

不破 哲三君 補欠 横路 孝弘君

高橋 高望君 補欠 玉置 一弥君

上草 義輝君 補欠 北口 博君

田澤 吉郎君 補欠 小里 貞利君

羽田 孜君 補欠 高橋 辰夫君

兒玉 末男君 補欠 加藤 万吉君

横路 孝弘君 補欠 竹内 猛君

中路 雅弘君 補欠 不破 哲三君

玉置 一弥君 補欠 高橋 高望君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。





附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十四年十一月二十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条―第八条)
- 第二章 法務省関係(第九条―第十一條)
- 第三章 外務省関係(第十二條)
- 第四章 大藏省関係(第十三條)
- 第五章 文部省関係(第十四條―第十七條)
- 第六章 厚生省関係(第十八條)
- 第七章 農林水産省関係(第十九條)
- 第八章 通商産業省関係(第二十條―第二十二條)
- 第九章 運輸省関係(第二十三條・第二十四條)
- 第十章 郵政省関係(第二十五條)
- 第十一章 労働省関係(第二十六條)
- 第十二章 建設省関係(第二十七條)
- 第十三章 自治省関係(第二十八條)

第一章 総理府関係

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(附屬機関)

第十四条及び第十五条に規定するもの

昭和五十五年二月二十一日 衆議院会議録第八号

のほか、本府に次の附屬機関を置く。

- 一 国立公文書館
  - 二 迎賓館
  - 三 統計研修所
- 2 前項各号に掲げる附屬機関の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
- 第十一条第四項及び第五項を削る。
- 第十二条第四項及び第五項を削る。
- 第十三条第二項及び第三項を削る。
- 第十六条の三中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(警察法の一部改正)

第二条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 管区警察部の内部組織は、政令で定める。

第三十一条第四項を削る。

(宮内庁法の一部改正)

第三条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第八条第三項を削る。

第九条第二項中「長官」を「総理府令」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「組織の細目は、長官が」を「位置及び内部組織は、総理府令で」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第六項を次のように改める。

6 管区行政監察部の内部組織は、政令で定める。

第三条の二中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 地方行政監察部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第三条の二第十項を削り、同条第十一項中

「行政管理庁長官が」を「総理府令で」に改め、同項を同条第九項とする。

第三条の三第六項中「行政管理庁長官が」を「総理府令で」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 北海道開発部の内部組織は、政令で定める。

第十六条第二項中「附屬機関の」の下に「位置及び」を加える。

(防衛庁設置法の一部改正)

第六条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第六項を削り、同条第七項中「統合指揮学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第六項とする。

第三十一条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる附屬機関(自衛隊離職者就職審査会を除く。)の位置は、総理府令で定める。

第三十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第三十三条の二中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第三十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十四条第二項中「総理府令」を「政令」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第三項を削り、同条第四項中

「経済研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「航空宇宙技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「金属材料技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十九条第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、放射線医学総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に放射線医学総合研究所の支所を設けることができる。

第十九条に次の一項を加える。

3 放射線医学総合研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第二十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「国立防災科学技術センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「無機材質研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十条の三第二項を削り、同条第三項中「資源調査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「水戸原子力事務所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二章 法務省関係

(法務省設置法の一部改正)

第九条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

二八八

第十一条の四第四項中「法務総合研究所」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十二条第四項中「矯正研修所の」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「別表二」を「別表一」に、「通り」を「とおり」に改める。  
第十三条の二第三項及び第四項を次のように改める。

法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表二のとおりとする。ただし、前項の規定による事務以外の事務の管轄区域については、地方法務局の管轄する区域を除く。

法務局の内部組織並びに地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。  
第十三条の二第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、前二項の規定にかかわらず、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

第十三条の二第七項中「支局」を「地方法務局の内部組織並びに法務局又は地方法務局の支局」に改め、「これを」を削り、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「外」を「ほか」に、「属せしめられた事務を掌る」を「属するものとされた事務をつかさどる」に改め、同条第五項を削る。

第十三条の三第一項中「監獄を置く」を「監獄として刑務所、少年刑務所及び拘留所を置く」に改め、同条第三項中「分監」を「刑務所、少年刑務所又は拘留所の支所」に改め、同条第四項中「監獄の内部組織並びに分監」を「刑務所、少

年刑務所及び拘留所並びに支所」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の四第一項中「ついでには」の下に「この条において定めるもののほか」を加え、「ところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする」を「ところにより」に改め、同条第三項中「の内部組織」及び「これを」を削る。

第十三条の五第四項中「の内部組織並びに」を「及び」に改め、同条第二項を削る。

第十三条の六第二項中「別表七の通り」を「別表三のとおり」に改め、同条第三項中「所掌事務の範囲及び」を削り、「法務省令でこれを」を「政令で」に改める。

第十三条の九第二項中「別表八の通り」を「別表四のとおり」に改め、同条第五項中「別表九の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十三条の十第三項中「入国者収容所の」の下に「名称、位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の十一第二項中「別表十一の通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする」を「別表五のとおりとする」に改め、同条第三項を削り、同条に次の三項を加える。

入国管理事務所に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

前項に定めるもののほか、入国管理事務所の内部組織は、法務省令で定める。

入国管理事務所の出張所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

別表一を削り、別表二を別表一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表二(第十三条の二関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京法務局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
大阪法務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
名古屋法務局	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
広島法務局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福岡法務局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
仙台法務局	仙台市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札幌法務局	札幌市	北海道
高松法務局	高松市	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

別表三から別表六までを削り、別表七を別表三とし、別表八を別表四とし、別表九及び別表十を削り、別表十一を別表五とし、別表十二を削る。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第十条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項中「公安調査庁研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を削る。

第十二条第一項を次のように改める。

公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。ただし、第三項の規定による事務以外の事務の管轄区域については、地方公安調査局の管轄する区域を除く。

第十二条第二項中「別表第二上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

(内部組織)  
第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

2 地方公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。  
別表二を削り、別表第一を次のように改める。  
別表(第十二条関係)

名称	位置	管轄区域
関東公安調査局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 富山県 石川県
中国公安調査局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
東北公安調査局	仙台市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道
四国公安調査局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。

第三章 外務省関係

(外務省設置法の一部改正)

第十二条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「除外」を「除くほか」に改め、「に關し」の下に「位置、内部組織その他」を加え、同項を同条第四項とする。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を削り、同条第五項中「左の」を「次の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「東京」

昭和五十五年二月二十一日 衆議院会議録第八号

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

「組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条の五第二項を削り、同条第三項中「組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条中「大蔵省令」を「政令」に改める。

第二十二條第三項中「財務部及び」を「財務部の内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第二十五条の見出しを「(内部組織)」に改め、同条第一項を次のように改める。

税関の内部組織は、政令で定める。  
第二十五条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三十九条の二第三項を削り、同条第四項中「醸造試験所」の下に「位置」を加え、「組織」を「内部組織」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十条第四項中「組織」を「内部組織」に改める。

第四十四条の見出しを「(内部組織)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国税局の内部組織は、政令で定める。  
第四十四条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第五章 文部省関係  
(文部省設置法の一部改正)

第十四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「国立教育研究所」の下に「位置及び」を加える。

第十八条の二第二項を削り、同条第三項中「国立特殊教育総合研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「内部組織並びに」を「及び」に改め、同項を同条第二項とする。

三項とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「国立社会教育研修所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「緯度観測所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十二條第三項中「統計数理研究所」を「統計数理研究所及び附屬統計技術員養成所の位置及び」に改める。

第二十三条第二項中「遺伝学研究所」の下に「位置及び」を加える。

第二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「国立オリンピック記念青少年総合センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十五条の二第三項を削り、同条第四項中「国立婦人教育会館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「国立博物館」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十八条第二項を削り、同条第三項中「国立近代美術館」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十九条第二項を削り、同条第三項中「国立西洋美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「国立国際美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「支所」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

(国立国語研究所設置法の一部改正)

第十五条 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正

する。

第一条に次の一項を加える。

3 研究所の位置は、文部省令で定める。

(国立学校設置法の一部改正)

第十六条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の位置の欄を削り、同条第二項中「前項」を「前項の表」に改め、同項の表の位置の欄を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の表に掲げる研究所の位置は、文部省令で定める。

第九条の二第一項の表の位置の欄を削る。

第九条の三中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条の四中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九条の五第三項を削る。

第九条の六中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十三条中「国立学校の」の下に「位置並びに」を加える。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第十七条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び位置」及び「及び中欄」を削り、同項の表の位置の欄を削る。

第八条中「養成所の」の下に「位置」を加える。

第六章 厚生省関係

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「人口問題研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「国立公衆衛生院の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条の二第二項を削り、同条第三項中「国立精神衛生研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「国立栄養研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「国立予防衛生研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「病院管理研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の三第二項を削り、同条第三項中「国立がんセンターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の四第二項を削り、同条第三項中「国立循環器病センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「国立衛生試験所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「国立身体障害者リハビリテーションセンターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三条を次のように改める。

(内部組織)

第三十三条 地方医務局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、地方医務局の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十六条の九第三項を削り、同条第四項中「社会保険大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七章 農林水産省関係

(農林水産省設置法の一部改正)

第十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農業技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農事試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「畜産試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の四第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「草地試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の五第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「果樹試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「野菜試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の七第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「茶葉試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の八第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「農業土木試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「農業試験場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「蚕糸試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「家畜衛生試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「食品総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条の四第二項を削り、同条第三項中「植物ウイルス研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の五第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「熱帯農業研究センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「肥料検査所の」の下に「名称、位置、管轄区域及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「農薬検査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十五条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農林規格検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「生糸検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十六条の二第二項を削り、同条第三項中「動物医薬品検査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「植物防疫所の」の下に「名称、位置、管轄区域及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十七條の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の事務を分掌させるため、所要の地に那覇植物防疫事務所の出張所を設けることができる。

3 那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内部組織並びに出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林水産省令で定める。

第二十八條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「動物検疫所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十一條第二項を削り、同条第三項中「馬鈴薯原種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十二條第二項を削り、同条第三項中「茶原種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十二條の二第二項を削り、同条第三項中「やとうきび原種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「種畜牧場の内部組織並びに」を「種畜牧場及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十三條の二第二項を削り、同条第三項中「農林水産研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三條の三第二項を削り、同条第三項中「農業者大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十八條第三項中「統計情報事務所及び」を「統計情報事務所の内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。

第四十二條第二項を次のように改める。

2 北海道統計情報事務所は、北海道の区域を区分して政令で定める区域ごとにその区域を管轄区域として置かれるものとし、その名称及び位置については、政令で定める。

第五十一條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「食糧管理講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第五十六條第四項中「名称、位置、管轄区域」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。

第六十四條の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十四條の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林木育種場の内部組織並びに」を「林木育種場及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十四條の四第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十八條の見出しを削り、同条に次の二項を加える。

5 営林局の内部組織については、政令で定める。

6 営林局の職員の服制については、農林水産省令で定める。

第六十九條を削り、第六十九條の二を第六十九條とし、第六十九條の三を第六十九條の二とする。

第八十二條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに」を「水産研究所及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「養殖研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三條の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産工学研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十四條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「北海道さけ・ますふ化場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十五條第二項を削り、同条第三項中「水産大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十六條第二項を削り、同条第三項中「真珠検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條の十二」を削る。

第十八條第二項を削り、同条第三項中「及び所掌事務」を「所掌事務その他の事項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条第二項を次のように改める。

2 工業品検査所の位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 繊維製品検査所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の見出し中「支所、出張所等」を「支所及び出張所」に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の二第二項を削り、同条第三項中「通商産業研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九條を次のように改める。

(内部組織)

第二十九條 通商産業局の内部組織は、政令で定める。

第三十四條の見出し中「内部部局」を「内部組織」に改め、同条第一項中「内部部局の組織の細目」を「内部組織」に改める。

第三十六條の六第十七号中「及び臨時石炭対策本部」を削る。

第三十六條の十の前の見出し、同条及び第三十六條の十一を削り、第三十六條の十二の見出し中「その他の」を削り、同条を第三十六條の十とする。

第四十六條第二項を削り、同条第三項中「万国工業所有権資料館の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十六條の二第二項を削り、同条第三項中「工業所有権研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)

第二十一条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六條を第五條とし、第七條を第六條とする。

第八条第二項を次のように改める。

2 試験研究所の名称及び業務の範囲は、政令で定める。

第八条に次の一項を加える。

第二十二條の見出し中「支所、出張所等」を「支所及び出張所」に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の二第二項を削り、同条第三項中「通商産業研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九條を次のように改める。

(内部組織)

第二十九條 通商産業局の内部組織は、政令で定める。

第三十四條の見出し中「内部部局」を「内部組織」に改め、同条第一項中「内部部局の組織の細目」を「内部組織」に改める。

第三十六條の六第十七号中「及び臨時石炭対策本部」を削る。

第三十六條の十の前の見出し、同条及び第三十六條の十一を削り、第三十六條の十二の見出し中「その他の」を削り、同条を第三十六條の十とする。

第四十六條第二項を削り、同条第三項中「万国工業所有権資料館の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十六條の二第二項を削り、同条第三項中「工業所有権研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)

第二十一条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六條を第五條とし、第七條を第六條とする。

第八条第二項を次のように改める。

2 試験研究所の名称及び業務の範囲は、政令で定める。

第八条に次の一項を加える。

第二十二條の見出し中「支所、出張所等」を「支所及び出張所」に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の二第二項を削り、同条第三項中「通商産業研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九條を次のように改める。

(内部組織)

第二十九條 通商産業局の内部組織は、政令で定める。

第三十四條の見出し中「内部部局」を「内部組織」に改め、同条第一項中「内部部局の組織の細目」を「内部組織」に改める。

第三十六條の六第十七号中「及び臨時石炭対策本部」を削る。

第三十六條の十の前の見出し、同条及び第三十六條の十一を削り、第三十六條の十二の見出し中「その他の」を削り、同条を第三十六條の十とする。

第四十六條第二項を削り、同条第三項中「万国工業所有権資料館の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十六條の二第二項を削り、同条第三項中「工業所有権研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)

第二十一条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六條を第五條とし、第七條を第六條とする。

第八条第二項を次のように改める。

2 試験研究所の名称及び業務の範囲は、政令で定める。

第八条に次の一項を加える。

第二十二條の見出し中「支所、出張所等」を「支所及び出張所」に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の二第二項を削り、同条第三項中「通商産業研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九條を次のように改める。

(内部組織)

第二十九條 通商産業局の内部組織は、政令で定める。

第三十四條の見出し中「内部部局」を「内部組織」に改め、同条第一項中「内部部局の組織の細目」を「内部組織」に改める。

第三十六條の六第十七号中「及び臨時石炭対策本部」を削る。

第三十六條の十の前の見出し、同条及び第三十六條の十一を削り、第三十六條の十二の見出し中「その他の」を削り、同条を第三十六條の十とする。

第四十六條第二項を削り、同条第三項中「万国工業所有権資料館の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十六條の二第二項を削り、同条第三項中「工業所有権研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)

第二十一条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六條を第五條とし、第七條を第六條とする。

第八条第二項を次のように改める。

2 試験研究所の名称及び業務の範囲は、政令で定める。

第八条に次の一項を加える。

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

附屬機關 地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

二九二

3 通商産業大臣は、試験研究所の業務を分掌させるため、所要の地に試験研究所の支所又は出張所を設置することができる。  
第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(位置及び内部部局等の組織等)

第八条 工業技術院の位置及び内部部局の組織の細目並びに試験研究所の位置及び内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(計量法の一部改正)

第二十二條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四條第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第二十三條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條の六」を「第五十五條の五」に、「第五十五條の七・第五十五條の八」を「第五十五條の六・第五十五條の八」に改める。  
第三十條第三項及び第四項を次のように改める。

3 船舶技術研究所に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支所を置く。

4 船舶技術研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。  
第三十條の二第三項を削り、同条第四項中「電子航法研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十一條第三項を削り、同条第四項中「港湾技術研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十二條第三項を削り、同条第四項中「交通安全公害研究所」の下に「位置及び」を加え、

同項を同条第三項とする。

第三十四條第二項を削り、同条第三項中「海技大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十六條第二項を削り、同条第三項中「航海訓練所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條第二項を削り、同条第三項中「海員学校の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の二第二項を削り、同条第三項中「航空大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の三第二項を削り、同条第三項中「運輸研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の四第二項を削り、同条第三項中「航空保安大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十二條を次のように改める。  
(内部組織)

第四十二條 海運局の内部組織は、政令で定める。  
第四十八條及び第四十九條を次のように改める。  
(内部組織)

第四十八條 港湾建設局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、港湾建設局の内部組織は、運輸省令で定める。  
第四十九條 削除  
第五十三條を次のように改める。  
(内部組織)

第五十三條 陸運局の内部組織は、政令で定める。  
第五十五條の四を次のように改める。  
(内部組織)

第五十五條の四 地方航空局の内部組織は、政令で定める。  
第五十五條の五を削り、第五十五條の六を第

五十五條の五とする。

第二章第四節第五款中第五十五條の七を第五十五條の六とし、第五十五條の八の見出しを「名称、位置及び管轄区域」に改め、同条第二項中「及び内部組織」を削り、同条を第五十五條の七とし、第三章の前に次の一条を加える。  
(内部組織)

第五十五條の八 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、運輸省令で定める。

第六十九條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「気象研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十條第二項を削り、同条第三項中「気象衛星センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十一條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「高層気象台」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十二條第二項を削り、同条第三項中「地震観測所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「地磁気観測所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十四條第二項を削り、同条第三項中「気象大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十九條第三項を次のように改める。  
3 管区気象台の内部組織は、政令で定める。  
第七十九條第四項中「内部組織の細目」を「沖繩気象台の内部組織」に改め、同条第五項後段を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第

五項の次に次の二項を加える。

6 地方気象台の名称及び位置は、政令で定める。  
7 地方気象台の管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに測候所及び管区気象台等、地方気象台又は測候所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十四條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二を次のように改める。  
第十二條の二 管区海上保安本部の内部組織は、政令で定める。

別表中「別表」を「別表(第十二條関係)」に改め、同表第七海上保安管区の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第十章 郵政省関係  
(郵政省設置法の一部改正)

第二十五條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三條第三項中、「左の通りとする」を「次のとおりとし、その内部組織は政令で定める」に改め、同条第七項中、「地方電波監理局」を削る。

第十七條の二に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、電波研究所の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、電波研究所の支所を設けることができる。

第十八條中「附屬機関」の下に「及び前条第二項の支所」を加える。

第十一章 労働省関係  
(労働省設置法の一部改正)

第二十六條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。  
第十二條第二項を削り、同条第三項中「産業安全研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条の第二項を削り、同条第三項中「産業医学総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条の第三項を削り、同条第三項中「労働研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条の第二項中「は、当該都道府県の名を冠する」を、「位置及び管轄区域は、政令で定める」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第十二章 建設省関係

(建設省設置法の一部改正)  
第二十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一号の三まで」の下に「及び第二号の二」を加える。

第七条第一項中「、同条第二号の二に規定する事務のうち測量業者の登録に関するもの」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第八条第二項及び第三項を削る。

第九条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(位置、内部組織及び支所等)  
第九条の三 第六条に掲げる附属機関の位置及び内部組織は、建設省令で定める。

2 建設大臣は、前項の附属機関(建築研究所を除く。)の事務を分掌させるため、所要の地に当該附属機関の支所その他の機関を設けることができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、建設省令で定める。

第十四条 地方建設局の内部組織は、政令で定める。

第十五条中「及び所掌事務の範囲」を、「所掌事務の範囲及び内部組織」に改める。

昭和五十五年二月二十一日 衆議院会議録第八号

第十五条の第三項を削り、同条第二項中「建設本部の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び所掌事務の範囲」を、「所掌事務の範囲及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三章 自治省関係

(自治大学設置法の一部改正)  
第二十八条 自治大学設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 自治大学の位置は、自治省令で定める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(空五港整備特別会計法の一部改正)  
2 空五港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第五十五条の六」を「第五十五条の五」に改める。

理由

行政の効率化に資する等のため、附属機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改めるとともに、関係規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(内閣提出、第九十回国会法第四号)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、昭和五十四年一月十六日に政府の決定した行政簡素化方針に基づき、行政組織に関する規制の形式を整理し、あわせて、行政需要

の変化に即応した機構の合理的再編成の基盤を整備する等のため、各省庁設置法等における附属機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 各省庁設置法等について次の改正を行うこと。

(1) 地方支分部局のうち、府県単位機関以下の機関については、各段階の機関の総称は法律で定め、個別の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令又は府・省令で定めるように統一すること。

(2) 地方支分部局のうち、ブロック機関に置かれる次長及び部の設置は、政令で定めるように統一すること。

(3) 附属機関等のうち、同一類型に属する機関が複数設置されているものについては、機関の総称は法律で、個別の名称、位置、内部組織等は府・省令で定めるように統一し、これら以外の附属機関等については、位置は府・省令で定めるように統一すること。

2 各省庁設置法等の改正に伴い、これに関連する諸法律について所要の改正を行うこと。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政の効率化に資する等のため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年二月十九日

内閣委員長 木野 晴夫  
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案及び同報告書

昭和五十五年二月二十一日 衆議院會議録第八号

二九四

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

（定価一〇部）

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五三 四二(大代)  
〒107